

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は本人の休養と学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

医師の診断を受け、これらの感染症により欠席させる場合には必ず学校へ連絡をしてください。また医師の指示等により、他へ感染のおそれなくなった生徒を再登校させる際には、感染症の種類により書類を選択し、別紙の届けを登校復帰後に担任へご提出ください。

- ① 「インフルエンザ」と診断された場合・・・保護者の証明
- ② 新型コロナウイルス感染症（疑い）による欠席・・・保護者の証明
- ③ 「上記①②以外の学校感染症」と診断された場合・・・主治医による証明

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・ゴング出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア	治癒するまで
	重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）	
	中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る）	
	特定鳥インフルエンザ（病原体の血清亜型が H5N1 及び H7N9 であるもの）	
	新型コロナウイルス感染症	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではない。		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。